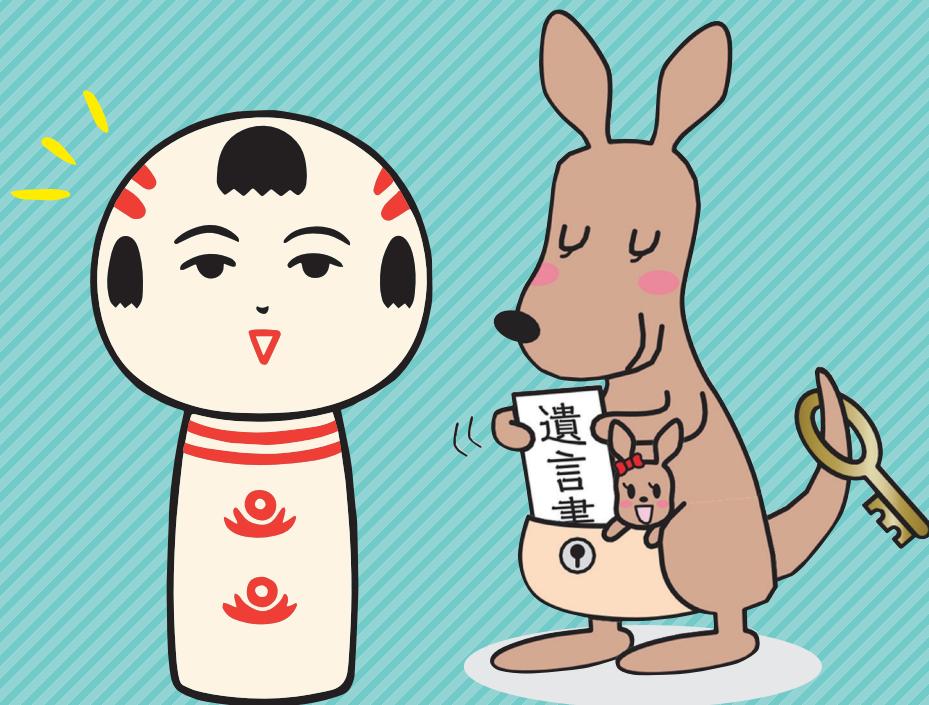


エンディングノート

Ending Notes

～あなたに届け、わたしの想い～



仙台法務局 / 宮城県司法書士会
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート宮城支部

はじめに

相続した不動産について、**相続登記がされていないケースが数多く存在**していることが、東日本大震災からの復興に関連して報道され、**所有者不明土地問題**が社会的な関心を集めました。不動産の相続登記が放置されると、所有者が分からぬ空き家が増加したり、老朽化による**家屋の倒壊**や、その地域に**必要な公共事業の支障**になるなど多くの社会問題につながります。

そこで、仙台法務局、宮城県司法書士会、公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート宮城支部は共同して、これらの問題の発生を未然に防ぎ、相続登記を促進するために、この「エンディングノート」を作成しました。

相続・遺言・後見・民事信託等に関する必要な情報を分かりやすくご理解いただける説明を後半に掲載いたしました。

このエンディングノートの記入についてご不明の点があれば、お近くの司法書士にお気軽にご相談ください。

ご自身の終活のため、これから的人生をより明るく前向きに過ごしていただきため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和6年6月 仙台法務局・宮城県司法書士会

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート宮城支部

～未来につなぐ相続登記～

相続登記はお済みですか？



土地や建物を相続した後、**相続登記をしないと、登記上の名義人は亡くなられた方のままで**す。相続登記をしないまま、時間がたつと様々な問題が起きる可能性があり、残された家族なども大変です。

相続登記が義務化される法律が令和6年4月1日から施行されました。何らかの事情で相続登記が未了の場合には、**ご自身や大切なご家族など、次世代の方々のため**に、未来につながる相続登記をしましょう！





目 次

第1部 エンディングノートを作成してみよう

第1	わたし自身のこと	1
第2	わたしの財産について	9

第2部 いざという時のために「知って安心」

第1	相続～相続登記はしないといけないの？～	13
第2	遺言～相続？争続？トラブル防止のために～ 法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは？	15
第3	世の中、高齢化で何が変わるの？ 配偶者居住権ってどんな制度？	21
第4	知れば安心 成年後見制度！	22
第5	信頼している家族などに財産を託す 民事信託の利用！	24
第6	法定相続情報証明 ～相続手続が簡単に!!～	25
第7	どこに相談したらいいの？ 相談先一覧	27



エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族などが様々な判断や手続を進める際に必要な情報を探すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これから的人生を考えるきっかけ作りにするものです。



宮城のご当地キャラクター
仙台弁こけし®

©jugo, entowa design, Inc.



自筆証書遺言書
保管制度
イメージキャラクター
遺言書ほかんガルー

第1部 エンディングノートを作成してみよう

第1 わたし自身のこと（わかるところまで結構です）

フリガナ 名前			
生年月日	年	月	日
住 所	〒	-	
本 籍			
出身地、出生地			
電 話 番 号	(自宅)	-	-
	(携帯)	-	-
メールアドレス			
宗 教	<input type="checkbox"/> 佛教(宗派：)		
	<input type="checkbox"/> キリスト教 <input type="checkbox"/> 神道 <input type="checkbox"/> その他		
菩 提 寺 等	連絡先：		
連 絡 先			
趣味・サークル ボランティア			
そ の 他			



もしもの時の連絡先

いざというときに連絡したい人、親類や友人など

名前:

関係:

住所:

電話番号:

遺言書の作成について



遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

① 遺言書を作成していますか

作成している 作成していない

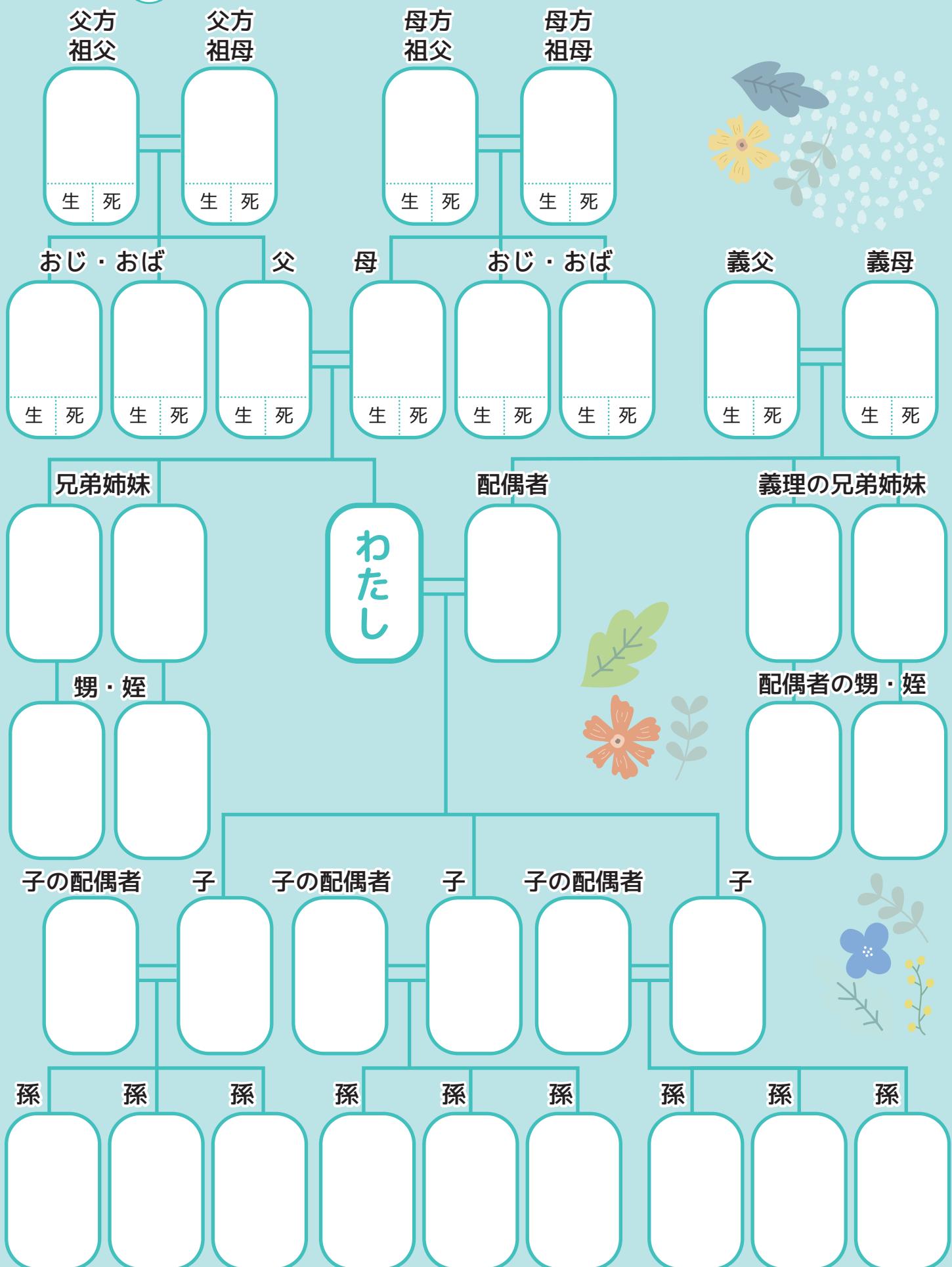
② 作成している場合、どこに保管していますか

自宅 公証役場 法務局 その他 ()

家系図



思い出せる範囲で書いてみましょう！



これからわたし



①病気になったとき、入院したとき

●病名・余命の告知について

- ありのまま告知してほしい 病名のみ教えてほしい
- 告知しないでほしい 家族など（名前： ）の判断に任せます
- その他

●延命治療・終末医療(痛みや苦痛の緩和)と尊厳死について

- できるだけ延命治療をしてほしい
- 苦痛の緩和治療だけして延命治療はしないでほしい
- 家族など（名前： ）の判断に任せます
- 尊厳死を希望する（書面がある場合、保管場所など： ）

②介護が必要になった場合

●わたしの介護について誰かが決めなくてはならない場合は

さん 連絡先

の意見を尊重してください。

●介護の場所などの希望

- 自宅で、お願いしたい（家族などに ヘルパーに 両方に）
- 病院や施設に入りたい すべて家族などに判断を任せます
- その他（ ）

●介護について「してほしいこと」「してほしくないこと」、介護してくれる人に伝えたいこと

- 例)
- 施設に入ったらなるべく家族などに会いに来てほしい
 - 趣味の○○をやらせてほしい、など

年 月 日 (署名)

※このページをコピーしたものに日付を記入して署名し、保険証などに入れて携帯しておくとよいでしょう。



かかりつけの医療機関の連絡先

病院名:

担当医の名前:

住所:

電話番号:

病院名:

担当医の名前:

住所:

電話番号:

病気について

命にかかわるような重大な病気になった時や、長期的な介護が必要となった時のために費用を準備していますか？

保険や貯金で準備している

→ 具体的内容

準備していない

◎持病をお持ちの方や、過去に大きな病気をされた方は、
その内容を記入してください

病名：

年 月 日 (署名)

※このページをコピーしたものに日付を記入して署名し、保険証などに入れて携帯しておくとよいでしょう。

わたしの生き後



①葬儀のこと

●葬儀の実施について

- してほしい してほしくない しなくてよいが、するならお金をかけずに
家族などに判断を任せます その他

●葬儀の規模

- 密葬 家族葬 一般葬 社葬 直葬（火葬） その他（ ）

●葬儀の費用

- 用意していない わたしの預貯金を使ってほしい
互助会に入会している（名称： ）

●葬儀の時に連絡してほしい人

名前	連絡先

●その他葬儀について伝えておきたいこと（遺影・弔辞をお願いしたい人など）

②お墓について

●希望する埋葬方法

- 先祖代々の墓に納骨してほしい 新しい墓へ納骨してほしい
既に購入している 永代供養にしてほしい 散骨 樹木葬
家族などに判断を任せます その他

●お墓の費用

- 支払い済み わたしの預貯金を使ってほしい

●その他、お墓について伝えておきたいこと（お墓のデザイン、墓碑銘など）



大切な友人や家族など、お世話になった人へ、伝えたい言葉や感謝の気持ちなど、自由にメッセージを書いてみましょう



自分のエピソードや、懐かしい思い出、忘れられない記憶など、心に残っていることを書いてみましょう



子供の頃

学生の頃

社会人の頃

退職してから

最近について

ご自身の一番の思い出の写真を貼っておきましょう



思い出の写真を貼りましょう

エンディングノートの記入について



①全ての項目にすぐに書き込まなくても大丈夫です。考えながら書き加えていきましょう。気持ちが変わったら変更しておきましょう。

②ご家族などと内容を共有しておきましょう。

ご自身の考えをきちんと伝えておくとともに
ご家族などの考え方も知ることができます。

③このノートを作ったことをご家族などに知らせ、
わかるところに置いておきましょう。



第2 わたしの財産について

どのような財産を所有しているか調べてみましょう

自分がどのような財産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう。また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、**契約書の有無、登記の有無等**についても確認しましょう。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	問合せ先
土地・建物の名義人を知りたい	・登記事項証明書 ・公図、地積測量図 ・登記識別情報通知書 ・登記済証（権利証）	お近くの法務局
地番・家屋番号・面積を知りたい		
自分が所有している土地建物を全て知りたい	固定資産税の納税通知書※ 固定資産課税台帳、名寄帳	市区町村の固定資産税担当課

※固定資産税が課税されていない不動産は記載されていないので別途確認が必要です。



所有している不動産（土地・建物）を記載しましょう！

資料から書き写すのが面倒な場合は、取り寄せた資料をこのノートと一緒に保管しておくだけでも、あとからこのノートを利用して判断や手続きをする人の助けになるでしょう。

所在地	地番・家屋番号	現在の状況
	共有名義人及び持分	どう処理したいか
1		
2		
3		



貸し借りしている不動産はありますか？

所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書
貸主・借主の氏名	貸主・借主の住所	連絡先	保管場所
1			有・無
2			有・無
3			有・無



所有している不動産(土地・建物)について、 ご家族・相続人等に伝えておきたいことがあれば記載してください。

- 例)
- ・近所の人と申合せ事項がある（隣地境界・越境物等）
 - ・建て替えについて制約がある
 - ・道路の権利関係が複雑
 - ・地下に埋まっているものがある（他人の上下水道・ガス管等）



その他の資産について記載しておきましょう。

預貯金

金融機関名	支店	口座番号	貸金庫
			有・無

借入金／ローン／クレジットカード

借入先／カード会社	金額／番号	返済方法等	備考

生命保険など

保険会社	種類・内容	受取人	備考

有価証券・株式

証券会社	支店	口座番号	備考

その他

自動車・貴金属等	内容	保管場所	備考



デジタルデータはありますか？

デジタルデータを整理する事で、見られては困るデータを処理できます。「重要な情報の格納フォルダやアクセスの仕方」「データの処分方法」等についても、考えておきましょう。

①携帯電話・パソコンのログイン情報等

内容	パスワード	備考

②写真・動画・住所録などの保存データ

内容	ID	パスワード

③メール、SNS等の情報（各アカウント、ID、パスワード）

内容	ID	パスワード

④オンライン口座（銀行、株式、FX、仮想通貨等）

有料サービス（音楽・動画配信、電子書籍等）の契約状況

内容	ID	パスワード

※他人に見られると不正アクセスの可能性もありますので、管理には十分に注意してください。



第2部 いざという時のために「知って安心」

第1 相続～相続登記はしないといけないの？～

相続登記は必要です！



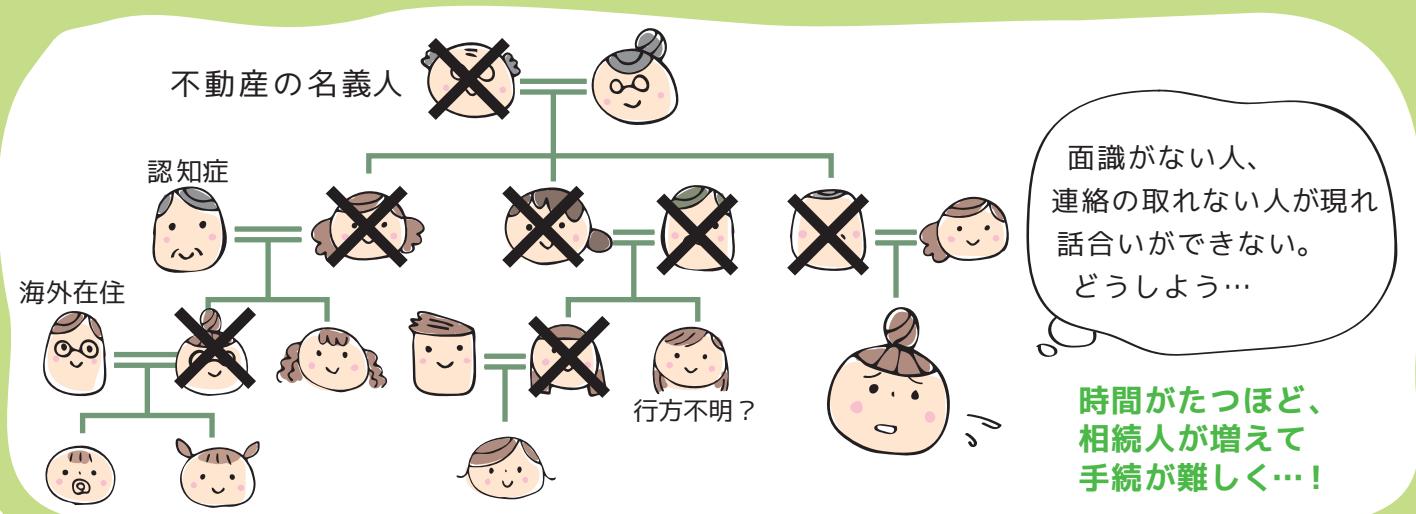
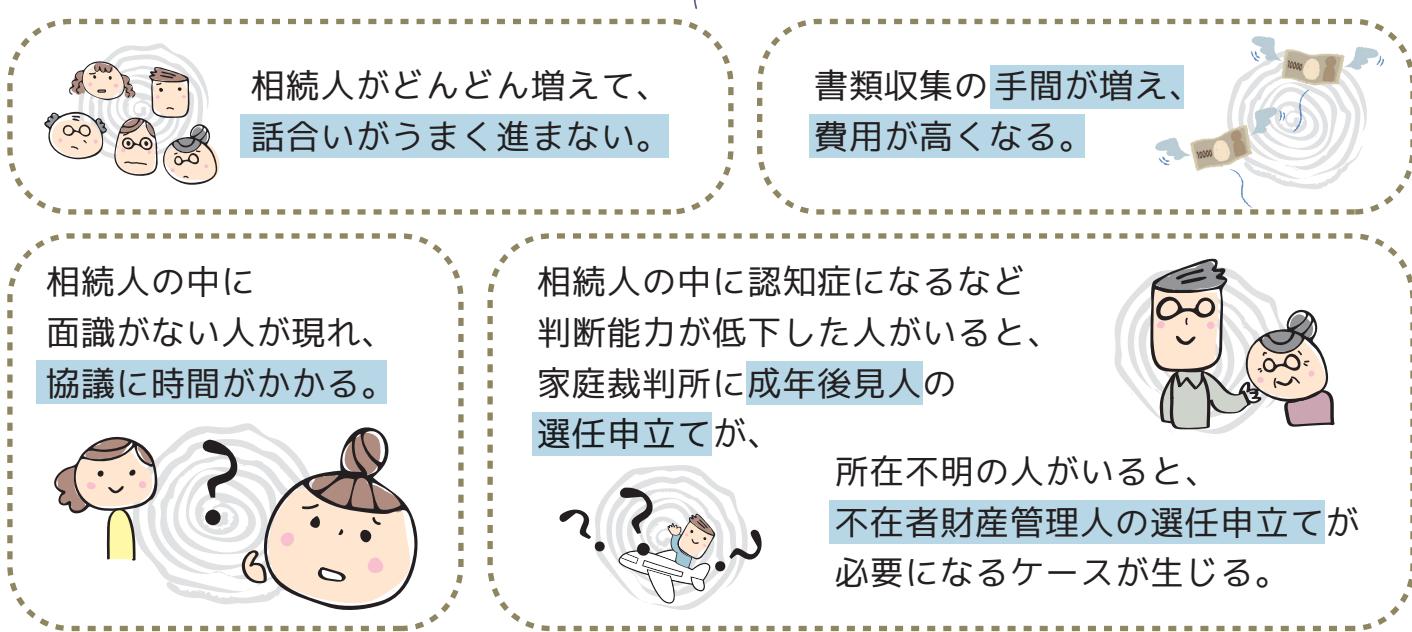
土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「**相続による所有権の移転の登記**」を**法務局**に申請することになります。



相続登記が義務化される法律が 令和6年4月1日 から施行されました。この新しい法律では**登記を怠ると10万円以下の過料が科されることがあります**。なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、**相続登記の手續がますます難しくなってしまいます**。

相続登記をしないと…

手続がどんどん困難になります



新しい法律では相続登記を怠っていると過料が科されることになります

一定の期間内に登記をしなければ10万円以下の過料が科されることになります。

※細かなルールがありますので、詳細はお近くの司法書士へお尋ねください。

相続登記をしないと起きること

亡くなった方の
名義のままでは、
相続した不動産を売却できない



空き家問題に！



相続登記に必要な書類は？

必要書類

主な取得先等

被相続人
(亡くなった方)の

出生から亡くなるまでの戸除籍謄本

※「法定相続情報証明」(26ページ参照)を提出すれば、戸除籍謄本は不要
また、「法定相続情報証明」に相続人の住所の記載があれば相続人の住民票の写しは不要

被相続人の本籍地の
市区町村役場

住民票の除票の写し

被相続人の最後の
住所地の市区町村役場

現在の戸籍謄抄本
(戸籍記録事項証明書)

市区町村役場

住民票の写し
(本籍地の記載のあるもの)

各相続人の住所地の
市区町村役場

相続人の印鑑証明書

各相続人の住所地の
市区町村役場

遺産分割協議書

—

遺産分割した場合
(相続人全員で
話し合いをする場合)

公正証書
遺言書

公正証書遺言書の正本又は謄本

公証役場

(自宅で保管する場合)
自筆証書遺言書及び
家庭裁判所の検認証明書

家庭裁判所

(法務局に預ける場合)
遺言書情報証明書

法務局

※「自筆証書遺言書管理制度」を利用
した場合 (18ページ参照)

遺言書が
ある場合

自筆証書
遺言書



必要書類の詳細は法務局HPから



第2 遺言 ~相続？争続？トラブル防止のために~

いったい誰が相続人？ ~相続人と法定相続分~

相続順位

第1順位
子がいる場合

法定相続人と法定相続分

配偶者



$\frac{1}{2}$

子



※人数で分割

$\frac{1}{2}$

第2順位
子がなく
親がいる場合

配偶者



$\frac{2}{3}$

親 ※人数で分割



$\frac{1}{3}$

第3順位
子も、親も
いない場合

配偶者



$\frac{3}{4}$

兄弟姉妹



※人数で分割
 $\frac{1}{4}$

●配偶者は常に相続人となります。

●配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。

●相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、
その子(被相続人にとっての孫やおい・めい)が相続人と
なります(「代襲相続」)。



MEMO

遺言書～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にそって作成された遺言書の記載は、**法定相続分のルールに優先します**。そのため **遺言書は、ご自身の財産をご家族などへ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段** です。

どちらにする？～自筆証書遺言と公正証書遺言～



遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表にしました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を 自書及び捺印する ※財産目録はパソコンで作成したものでも可	遺言者が公証人に遺言の 趣旨を伝え、公証人が 書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で 保管又は法務局に預ける	原本は公証役場において 厳重に保管される
家庭裁判所 の検認	<p>必要</p> <p>法務局に預けた場合、 検認は不要です</p>	不要
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない ・内容に不備があると無効になる 可能性がある ・自宅保管の場合紛失や改ざん のおそれがある ・自宅保管の場合相続人に発見 されないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない ・公証人が出張して作成する ことが可能 <p>法務局に預けた場合、 長期間適正に保管し、 紛失等のおそれがなくなります</p>

遺留分？～遺言書に対する法定相続人の留保分～



【遺留分とは・・・】

亡くなった方（被相続人）が遺言書を残していた場合、その内容にかかわらず、相続人が一定の割合の財産を取り戻す請求をすることができる権利のことです。

例えば「友人〇〇に『全ての財産』を遺贈する」との遺言書があった場合、遺産をもらえなかつた相続人は、その遺産総額の一定の割合の金銭を、遺産をもらったその友人〇〇に請求することができるのです。

請求するかしないかは各相続人の自由であり、故人の意思を尊重して、請求しない人もたくさんいます。

しかし、争いの元になりかねないため、遺言書を書くときには、この遺留分に配慮して考えることをお勧めします。

法定相続人		遺留分	
配偶者と 兄弟姉妹	子	配偶者: $\frac{1}{4}$	子: $\frac{1}{4}$ ※
	親	配偶者: $\frac{1}{3}$	親: $\frac{1}{6}$ ※
	兄弟姉妹	配偶者: $\frac{1}{2}$	兄弟姉妹: なし
	配偶者のみ	$\frac{1}{2}$	
	子のみ	$\frac{1}{2}$ ※	
	親のみ	$\frac{1}{3}$ ※	
	兄弟姉妹のみ	なし	

【注意】兄弟姉妹には遺留分はありません。
※人数で分割



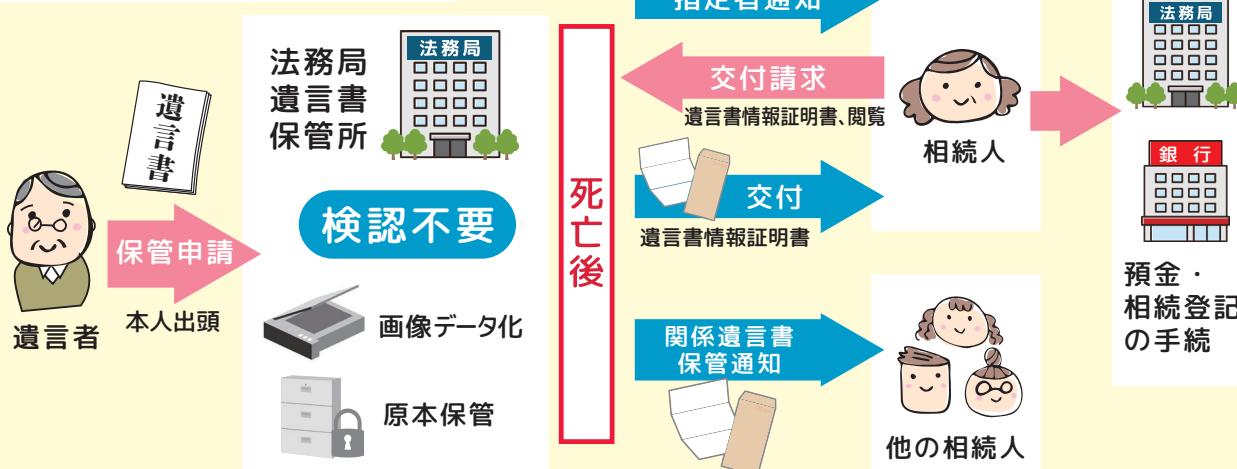
法務局に預けて安心！自筆証書遺言書管理制度とは？

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書管理制度」が始まりました。

自宅で保管する場合



管理制度を利用する場合



メリットは？

- ①家庭裁判所での検認が不要です。
- ②遺言書が紛失・亡失するおそれがなくなります。
- ③遺言者の死後、相続人等に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は？

- ①相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます。
- ②相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します。

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります。相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます！

手数料一覧

申請・請求の種別	申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請	遺言者	1通につき 3,900円
遺言書の閲覧の請求 （モニター） （原本）	遺言者・関係相続人等	1回につき 1,400円
		1回につき 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき 1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき 800円

自筆証書遺言書管理制度の
詳細は法務省HPの
QRコードからご覧ください





一番簡単な遺言書を自筆で書いてみよう！

自筆で遺言を書くときの
ルールは4つだけ！！

- ①本文の内容
 - ②作成日付
 - ③作成者氏名
 - ④作成者の印鑑を自分で押す
- これらを全部自筆で書く！

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての財産を、妻〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日
宮城県〇〇市〇〇町〇番〇号
司法太郎 印

【注意】

- ①西暦又は和暦で、日にちまで必ず書くこと（×吉日）
- ②戸籍に記載されている名前を書くこと
(×あだ名やペンネーム)
- ③印鑑は認印でも実印でも可（×スタンプ印）
- ④鉛筆や消えるボールペンは不可



自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士へお問い合わせください。

«法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります»

- ①用紙は、A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。
- ②余白を必ず確保してください。余白：必ず、最低限、上部5ミリメートル、下部10ミリメートル、左20ミリメートル、右5ミリメートル
- ③ページ数や変更・追加の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。
- ④各ページにページ番号を記載してください。（1枚のときも1/1と記載してください）
- ⑤片面のみを使用し、裏面には何も記載しないでください。
- ⑥数枚にわたるときであっても、とじ合わせないでください。

法務局への預け方の詳細は、次のページをご覧ください。

遺言者が遺言書を預ける ~保管申請の流れ~

1 自筆証書遺言に係る 遺言書を作成する



19ページ

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所

- 遺言者の住所地
- 遺言者の本籍地
- 遺言者が所有する不動産の所在地



のいずれかを管轄する(地方)法務局内の遺言書保管所

3 申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください
申請書の様式は、法務省HP
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。

遺言書 申請書



また、法務局（遺言書保管所）窓口にも
備え付けられています

4 保管の申請の予約をする

予約の方法は3種類



ホームページ



電話



窓口

5 保管の申請をする

ア 遺言書

イ 申請書

ウ 添付書類（本籍地及び筆頭者の記載がある住民票の写し等）

エ 本人確認書類（官公署から発行された顔写真付きの公的証明書）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書 ※有効期限のある証明書は期限内のもの

オ 手数料 1通につき3,900円

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

ア～オを持参して予約した日時に
遺言者本人が、遺言書保管所に
お越し下さい



6 保管証を受け取る

手続終了後、保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出、
遺言書情報証明書の交付請求等をするときに
保管番号があると便利ですので、
大切に保管してください。

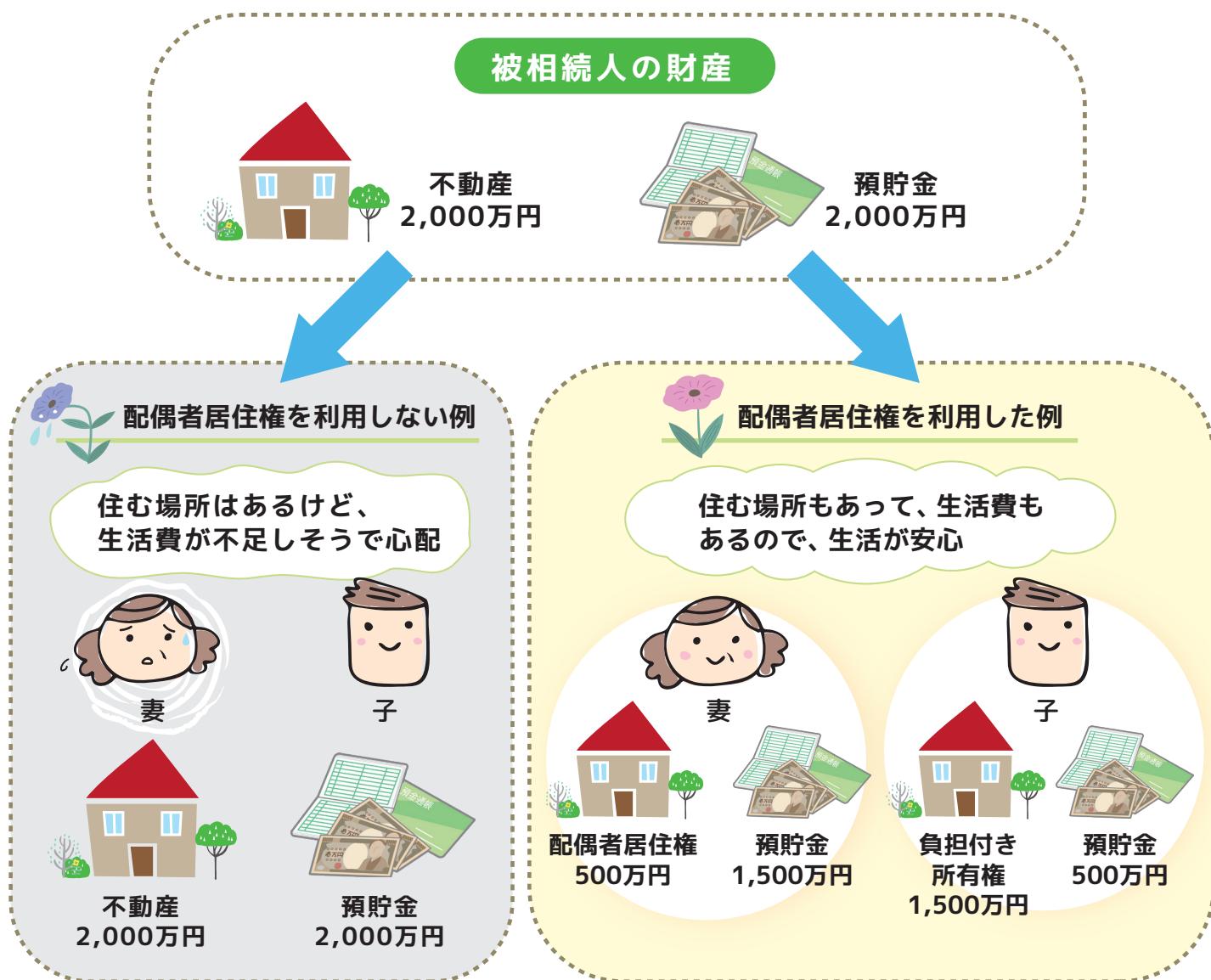


第3 世の中、高齢化で何が変わるの？

配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、**配偶者居住権が創設されました。**

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、**終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。**



※配偶者居住権の権利を第三者に対抗(主張)するためには、
登記が必要です！



詳しくは、お近くの司法書士へご相談ください。
宮城県司法書士会ホームページはコチラ



第4 知れば安心 成年後見制度！

成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

成年後見制度

認知症や知的障害のある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。

1.任意後見制度

自分で後見人と
将来の契約を結ぶ



2.法定後見制度

家庭裁判所が
後見人などを選ぶ

1.任意後見制度

任意後見制度とは…

判断能力が不十分となる前に、判断能力がなくなったら、誰にどんなことを支援してもらうのか、あらかじめ自分で決めておくことができる制度です。

任意後見制度における手続の流れ

1 「任意後見人」を 選び、契約書の 原案を作成

今後の生活を考え、
後見人になってほしい
支援者を自分の意思で
選んで依頼。
将来的にどうしたいの
かを後見人予定者と相
談しながら、契約書の
原案を作成します。



2 公証役場で 公正証書を 作成

ご本人と後見人予定
者が公証役場に行っ
て、契約書の原案を
基に公正証書を作成
してもらいます。



3 東京法務局 後見登録課 で登記

公正証書の内容が東京
法務局後見登録課で登
記されれば、仙台法務
局戸籍課や各法務局・
地方法務局戸籍課でも
証明書の交付を請求す
ることができます。



4 支援開始

判断能力が不十分
となった後、
家庭裁判所に任意
後見監督人選任の
申立てをし、選任後、
任意後見人が支援
を開始します。



※ご相談は…公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート宮城支部まで（連絡先はP.27）

2. 法定後見制度

法定後見制度とは…

既に判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選ぶ制度です。後見人はご本人の代わりに法律行為等の支援を行います。

ご本人の判断能力に応じて下記の3つの制度が用意されています。

判断能力が不十分な方

補 助

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を理解し、判断することが難しい場合がある。



判断能力が著しく不十分な方

保 佐

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を理解し、判断することができない。



ほとんど判断できない方

後 見

支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。



法定後見制度における手続の流れ

1 申立ての準備

司法書士にご相談ください。
裁判書類作成の専門家である司法書士がお手伝いします。



2 家庭裁判所へ申立て

家庭裁判所に必要書類(申立書・診断書・戸籍謄本・住民票など)を提出。
申立てには別途費用が必要となります。



3 家庭裁判所が審判

家庭裁判所が支援すべきかを調査。必要な場合は、補助・保佐・後見などの支援内容を決定し、支援者を選びます。



4 支援開始

家庭裁判所が審判した内容に基づき後見人等が支援をスタート。
家庭裁判所は支援者を監督します。



認知症になって財産管理ができなくなったら、管理方法はどうしますか？

- 特にいない
- 家族などにお願いしたい
- 専門家にお願いしたい
- この人にお願いしたい

氏名

(続柄 / 間柄)

連絡先

既に任意後見制度を利用している場合

- 任意後見人となる人の 氏名

- 公正証書の情報 契約日付

年 月 日 (第 号)

公証役場名

公証人の氏名

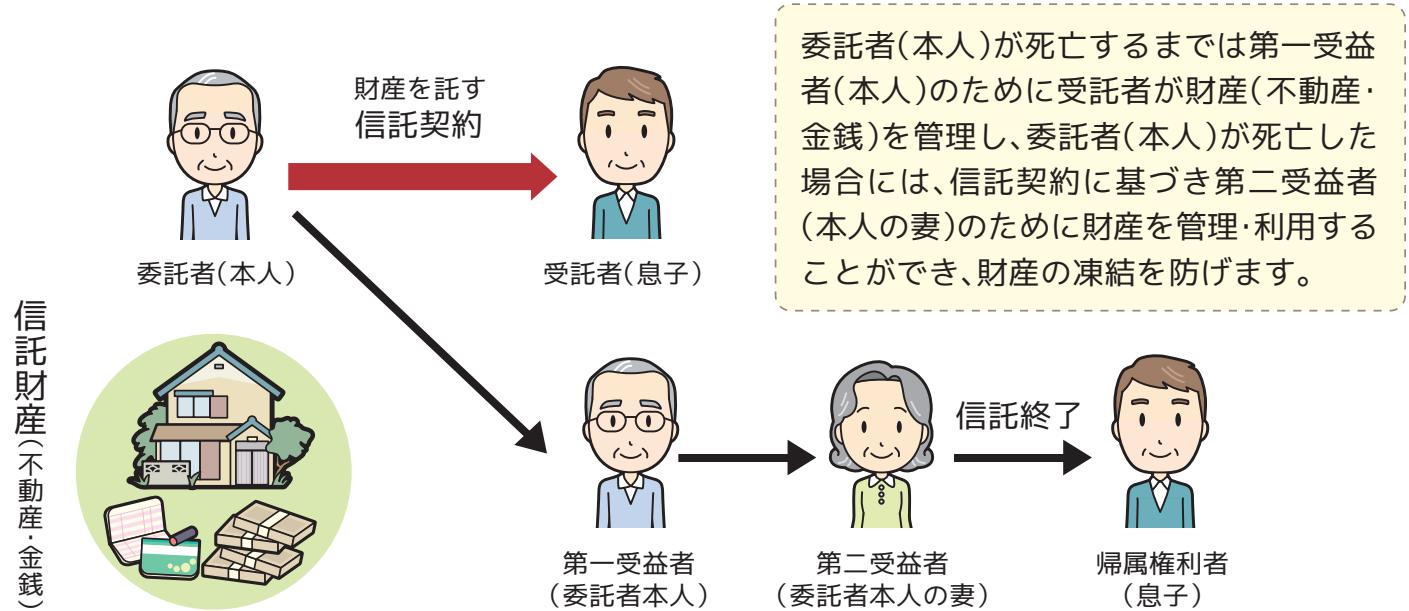
第5 信頼している家族などに財産を託す 民事信託の利用!

民事信託とはどのような制度でしょう？

高齢者の方が所有している不動産や金銭などの財産の管理や処分を、信頼できる家族などに任せる制度です。

1. 民事信託のしくみ

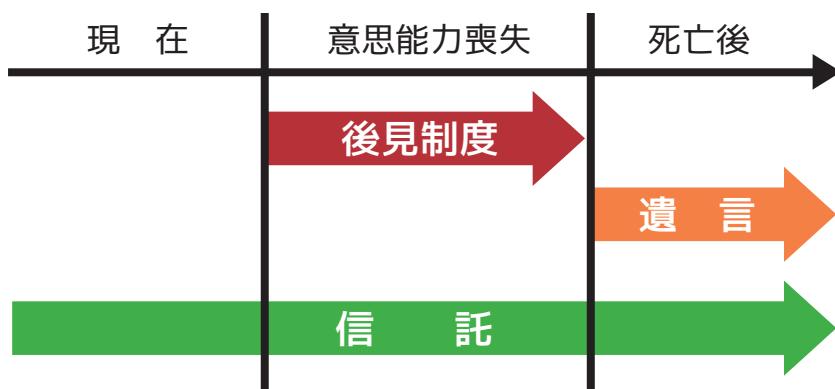
例) まず、本人のために息子に財産管理をしてもらいます。本人が死亡したら、その妻のために財産を使ってもらい、最後は息子がその財産を引き継いでもらいます。(本人の死亡で終わらせることも可)



※不動産の名義は受託者(息子)名義となります、「信託」の登記を入れて、受託者(息子)個人の財産とは分別して管理します。

※金銭については、「信託口口座」を作っていただき、受託者が管理します。

2. 遺言、後見、民事信託の利用のタイミングは？



「特定の財産の管理」をお願いしたい場合は民事信託の利用が向いています。後見、遺言の制度と民事信託を組み合わせて利用することも可能です。

第6 法定相続情報証明～相続手続が簡単に!!～

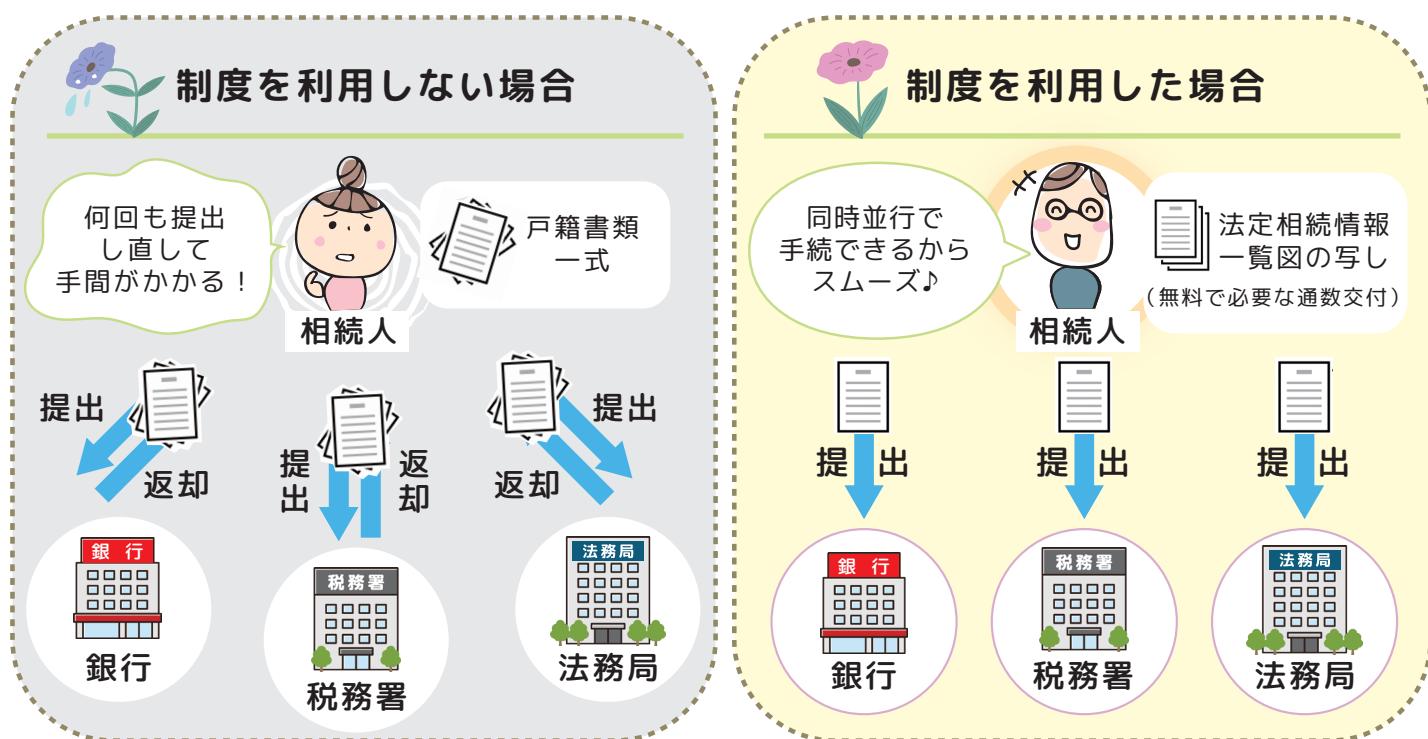
法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に法定相続情報一覧図や戸除籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。



制度の利用で相続手続が簡単に！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続をするに当たって、従来のように、戸除籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続することが可能です。



制度の利用範囲について

- 預貯金の払戻し
- 相続税の申告
- 相続登記
- 各種名義変更
- 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求など

無料で利用できます！法定相続情報証明制度



相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して申出します。
登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。
法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。



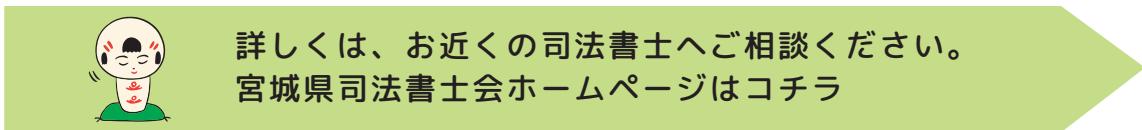
被相続人 の	必要書類	主な取得先
	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 (戸籍記録事項証明書)	被相続人の 本籍地の 市区町村役場
相続人 全員の	住民票の除票の写し	被相続人の最後の 住所地の 市区町村役場
申出人の	現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	市区町村役場
	氏名・住所を 確認するこ とができる公的書類	—
	法定相続情報 一覧図（右図）	—

被相続人 法務太郎 法定相続情報	
最後の住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 (長男) 法務一郎 (申出人)
最後の本籍 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 (二男) 法務二郎
出生 昭和○年○月○日 (被相続人) 法務太郎	以下余白
住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 (妻) 法務花子	作成日： 令和○年○月○日 作成者： 住所 ○県○市○町○番地 氏名 ○○ ○○

法定相続情報一覧図（記載例）
※相続人の住所を記載する場合、相続人の住民票の写しが必要です。

※別途必要書類がある場合があります。

申出などでご不明の点は、お近くの司法書士へご相談ください！



第7 どこに相談したらいいの？

 宮城県司法書士会 相談 無料

困っていること迷っていること
ひとりで悩まないで



電話相談

電話相談は司法書士が対応いたします。
お気軽にお問合せ下さい。
電話回線が混み合ってかかりにくい場合がありますので、ご了承下さい。

022-221-6870
相続登記相談センター 毎週月・水・金曜日
司法書士総合相談センター (祝日・年末年始を除く)
/13:30~16:30

予約不要

相続

- 相続登記の義務化について知りたい
●遺言書の書き方について相談したい
●相続人の一人が行方不明である

登記手続

- 相続登記に必要な書類を知りたい
●権利証がどこかにいってしまった
●生前に不動産を子どもに譲りたい

成年後見

- 認知症の相続人がいて遺産分割協議ができない
●障がいのある子どもの将来が心配
●頼れる親族がいないので将来が心配

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート宮城支部
仙台市青葉区春日町8-1 宮城県司法書士会館内

022-263-6786 毎週月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
/9:00～17:00



面談相談

電話受付は事務局が対応いたします。
お気軽にお問合せ下さい。

▼Web予約▼



総合相談

宮城県司法書士会館
仙台市青葉区春日町8番1号
022-221-6870

毎週月・水・金曜日 (祝日・年末年始を除く)
/14:00～16:00

石巻司法書士相談センター

石巻市中里一丁目1番21号
グランドハイツ中里1階

0225-96-3611

毎週金・土曜日 (祝日・年末年始を除く)
/13:30～16:30

完全予約制

022-
263-6755

問合せ／予約受付
毎週月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

大崎司法書士相談センター

大崎市古川旭四丁目2番1号
アサヒビル102号室

0229-23-1802

毎週水・土曜日 (祝日・年末年始を除く)
/13:30～16:30



仙台法務局 管内法務局一覧

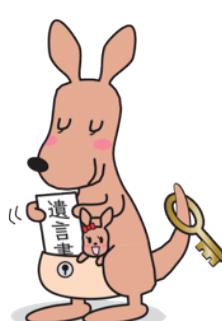
	相続登記 法定相続 情報証明	自筆証書 遺言書 保管制度	成年後見登記 登記事項 証明書	電話番号
本局	○	○	○	(代表) 022-225-5611
名取出張所	○	—	—	(代表) 022-382-3694
塩竈支局	○	○	—	(代表) 022-362-2338
大河原支局	○	○	—	(代表) 0224-52-6054
古川支局	○	○	—	(代表) 0229-22-0510
石巻支局	○	○	—	(代表) 0225-22-6188
登米支局	○	○	—	(代表) 0220-52-2070
気仙沼支局	○	○	—	(代表) 0226-22-6692



仙台法務局のお問合せ先はコチラから



不動産登記推進
イメージキャラクター
トウキツネ



自筆証書遺言書管理制度
イメージキャラクター
遺言書ほかんガルー





エンディングノートってどうなの？
遺言のような法律的な効力はないらしいね



なんだべ！終活だけでなく、突然の入院だりで大事なことを伝えるのに役に立つっちゃ～



いろんな意味での、「もしもの時」だね



んだ。ライフプランを作るためにも良いみたいだなや



そうなんだあ、書いてみようかな



司法書士が相談さのってくれっから、問合せでみらいん

